

地区計画による 街づくり

世田谷西部地域 北烏山北部地区地区計画

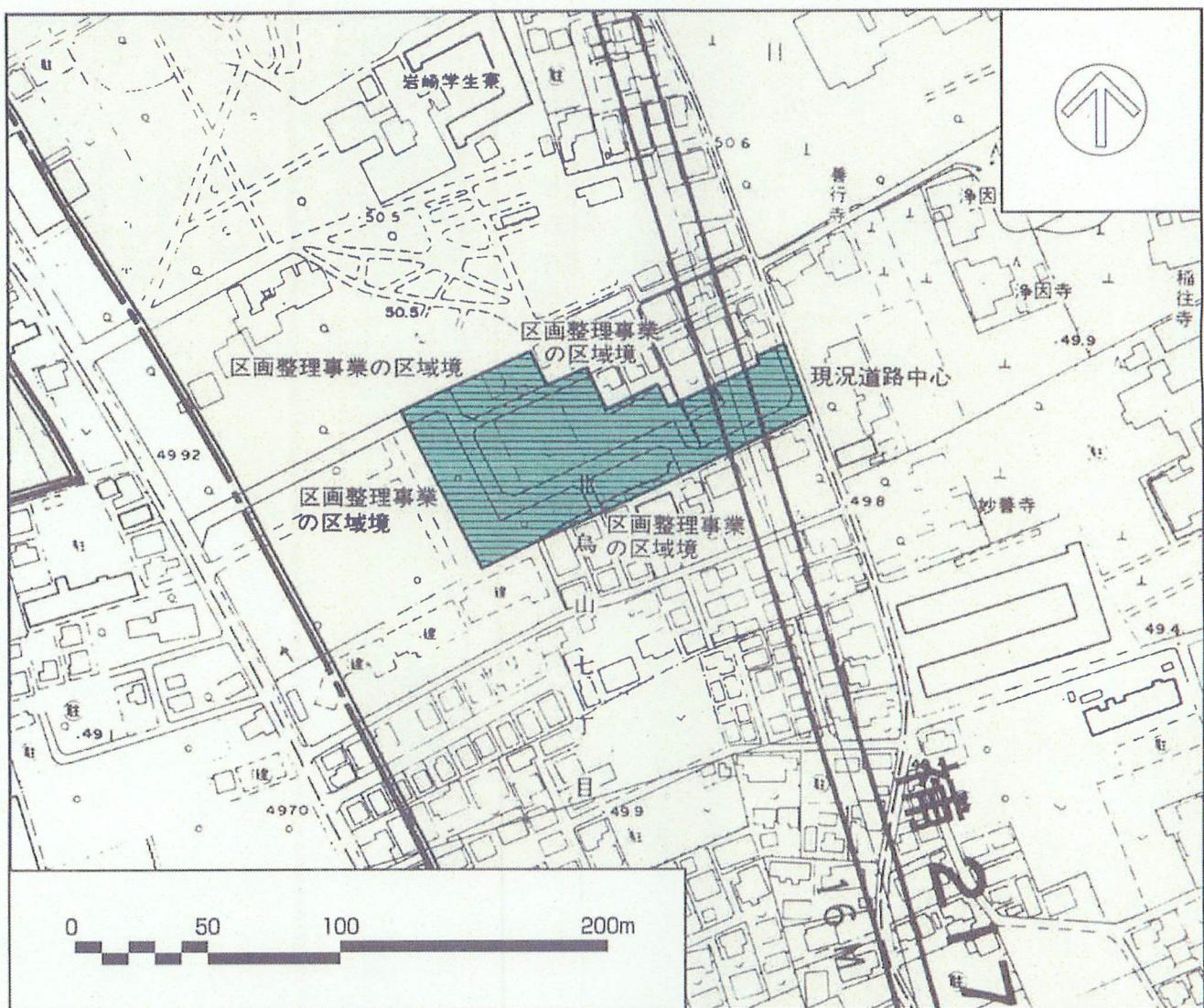
北烏山七丁目住宅地区 の街づくり

■ 街づくりガイド

都市計画決定 平成13年5月15日 世田谷区告示 第295号

名 称	世田谷西部地域 北烏山北部地区地区計画 北烏山七丁目住宅地区	
位 置	世田谷区北烏山七丁目地内	
面 積	約0.6ha	
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	
防 火 指 定	準防火地域	
高 度 地 区	第一種高度地区	
日影規制	5m < L ≲ 10m 10m < L 測定水平面	4時間以上 2.5時間以上 1.5m
容 積 率	120% ただし、建築物の敷地面積が200m ² 以上の場合は150%	
建 ぺ い 率	50%	
最 低 敷 地 規 模	100m ²	
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、道路境界線及び隣地境界線から1m以上とする	
最 高 高 さ	10m以下 ただし、建築物の敷地面積が300m ² 以上の場合、12m以下	
意 匠 形 態	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和のとれたものとする	
垣 ・ さ く	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする ただし、高さが60cm以下の部分についてはこの限りではない	

■ 地区計画計画図



凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	住宅地区
	北烏山七丁目住宅地区

■ 問い合わせ・届け出先

世田谷区烏山総合支所街づくり課

TEL 03(3326)9618